入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らか にするものである。

1 業務内容

- (1) 件名 大気常時監視測定局舎(横町局)修繕
- (2) 仕様 別記仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和6年12月20日までの間に完了すること

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 岩手県内に本社、支店または営業所を有していること。
- (3) 以下の条件に合致する者が業務を行うよう手配可能な者であること。なお、条件に合致する場合、契約者自身が業務を行うことも可とする。
 - ア 局舎の床の張替えは建築物の新築・改築・修繕等に係る業務の実績を有し、現在もその 業を行っている者であること。
 - イ 局舎内の大気自動測定機の停止操作・搬出・搬入・配線等は、自動測定機の操作等を熟知したメーカー技術員、もしくは大気自動測定機の保守点検に係る業務の実績を有し、現在もその業を行っている者であること。
 - ウ 排出された廃棄物を元請以外が運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬の許可を有する 者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、 建設関連業務に係る指名停止措置基準(平成18年6月6日建振第141号)、及び物品購入 等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)に基づく指名停止の措置 を受けている期間中ではないこと。
- (7) 課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと。また、岩手県の県税に係る納税義務がある者においては、岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第3条に掲げる税目の滞納がないこと。
- (8) 入札説明書の交付等を受け、入札説明書にある関係調書を期限までに提出した者であること。

3 入札参加者に求められる事項

(1)入札参加者は、次の書類を3(3)に示す提出期限までの土、日を除く日の午前9時から午後5時までの間に3(2)の場所に提出すること。

また、入札参加者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。 ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

- イ 業務実施者届出書(様式2)
- ウ 入札に関する行為を年間委任状等により支店、営業所等に権限を委任している場合は、

その委任状を提出すること。なお、委任状原本持参の場合、写しの提出も可能とする(原本は、写しと照合した後、返却する。)。

(2) 提出場所

岩手県環境保健研究センター 企画情報部

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 1-11-16 電話:019-656-5666 FAX:019-656-5667

(3) 提出期限

令和6年9月26日(木)午後5時

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書(別紙様式)に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引替え又は取り消しすることができない。

- (3) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札書は以下に示した期限及び場所に持参するものとし、その条件を満たさない者については、理由の如何を問わず入札への参加を認めない。

令和6年10月7日(月)午後1時30分

岩手県環境保健研究センター 1階 研修室(岩手県盛岡市北飯岡 1-11-16)

5 入札書に関する事項

入札書は、県で示す様式により次のことを表示し、代表者印または代理人の印を押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) 入札金額
- (4) 代理人が入札する場合にあっては代理人氏名

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手 県環境保健研究センターに納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との 間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入 札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証保険証券の保険期間は、入札日から契約日までを含む期間とすること。

- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付をしようとする場合は、令和6年9月26日(木)午後5時までに入札保証金に係る届出書(様式3)を3(2)の場所に持参または郵送により提出すること。当該届出書の提出があった入札参加者に対しては、令和6年10月3日(木)までに入札保証金に係る「納入通知票・納付書・領収票」を送付する。
- (3) 入札参加者は、入札保証金の納付に係る領収証の写し(領収日付印の押印されたもの)または入札保証契約を締結した場合においては当該保険証券を入札場所に持参し、入札執行者の指示に従って提出すること。
- (4) 入札保証金は、開札(再度入札の開札を含む。)終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者がした入札の場合
- (3) 入札保証金を納付せず(納付を免除された者を除く。)、又は金額が不足した場合
- (4) 入札書に記名押印がない場合
- (5) 入札金額を訂正した入札書により入札した場合
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (9) 入札執行者の指示に従わない場合
- (10) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

8 落札者の決定方法

- (1) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条(平成 4 年岩手県規則第 21 号)の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

9 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札は2回を限度とする。

10 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結 し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

11 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札等に関する照会先
 - 3(2)に同じ